

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 / 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191

20 歳から 60 歳になるまでの方で、お勤め先で厚生年金や共済保険等に入っている人以外は、国民年金保険料を自身で納める必要があります。未納の場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できないことがあるので、忘れずに納めましょう。

年金相談をご利用ください

年金の受給や手続きに関する相談を受け付けています。
▽日時 毎月第 2・第 4 火曜日 午前 10 時～午後 3 時
▽会場 基山町役場

年金相談 予約専用ダイヤル
☎ 0952-31-4191
佐賀年金事務所

所得が少ないなど、国民年金保険料の納付が経済的に難しいときは、「国民年金保険料 免除・納付猶予制度」を利用できます。

免除（全額・一部）申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

納付猶予申請

20 歳以上 50 歳未満の人で、本人と配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

！ 免除・猶予を受けるには、7 月中に手続きが必要です

令和 7 年 6 月まで全額免除または納付猶予

令和 7 年 7 月以降も免除・猶予を希望する人

免除・猶予の継続が承認されなかった場合でも、再度申請することで一部免除を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

令和 7 年 7 月以降、新たに免除の申請を希望する人
前年の申請時、令和 7 年 7 月以降の継続申請を希望しなかった人、承認されなかった人

あらためて申請が必要な場合があります。退職（失業）した人が申請する場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。

産前産後期間の届出をすると、4 か月分（およそ 6 万 8 千円）の国民年金保険料の納付が免除され、納付したものとして年金額に反映されます！

対象となる方・受付期間

- 平成 31 年 2 月 1 日以降に出産された国民年金第 1 号被保険者（自営業、学生、無職等）の方が届出の対象です。
- ・妊娠 85 日（4 カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産を含みます）。
 - ・第 2 号被保険者（会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者・共済組合員）および第 3 号被保険者（第 2 号被保険者に扶養されている配偶者）の方は、国民年金産前産後免除の届出の対象ではありません。
 - ・出産予定日の 6 カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金保険料の納付が免除される期間

- ・届出をすると、出産予定月（または出産月）の前月から 4 カ月分の国民年金保険料が納付されたことになります（将来の年金受給額は減りません）。
- ・すでに該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。
該当期間分の保険料について経済的な理由等により免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の届出をしてください。
- ・産前産後免除期間中も付加保険料（月額 400 円）を納付することができます。
付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200 円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。